

全日本インラインスキー連盟 定款

第1章 総則

＜名称＞

第1条 この団体は、全日本インラインスキー連盟といい、英文名を「In-line Ski Association of Japan」とする。

＜事務所＞

第2条 この団体は、事務局を群馬県吾妻郡嬭恋村田代1017-686ロッジレグラス内に置く。

＜支部＞

第3条 この団体は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

＜目的＞

第4条 この団体は、インラインスケート(ツインローラーインラインスキー)を用いたスキーヤーのためのスキーに関し、安全基準の設定及び普及・啓蒙、インラインスキーヤーの操縦技能についての等級の設定及び普及・啓蒙ならびに講習の実施及び技能資格の付与、インラインスキー指導者等を養成し、当該指導者等により、インラインスキーを楽しむ者及び公共の場において、安全かつ快適に楽しめるよう振興に努めることにより、生涯スポーツとしてインラインスキーの健全な発展に寄与する事を目的とする。

＜事業＞

第5条 (1)インラインスキーに関する調査・研究
(2)インラインスキーに関する安全対策及び傷害防止対策の樹立並びにスキーヤーの安全を図ること
(3)インラインスキーに関する検定会・講習会の開催及び公認資格者の認定
(4)インラインスキーに関する指導者の養成及び認定
(5)インラインスキーに関する大会の開催及びその他の競技会の開催
(6)インラインスキーに関する施設及び用具の認定
(7)その他この連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

＜会員の種別＞

第6条 この団体の会員の種別は、次の通りとする。

- (1)役員
- (2)評議員
- (3)スーパーバイザー
- (4)イグザミナー
- (5)インストラクター
- (6)デモンストレーター
- (7)一般会員
- (8)ナショナルチームメンバー

＜会員登録＞

第7条 この団体から会員として認定を受けようとする者は、この団体に登録をしなければならない。

2. 会員登録に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

＜資格喪失＞

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)禁治産若しくは準禁治産または破産宣告を受けたとき
- (3)死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4)除名されたとき
- (5)年会費の納入を滞納したとき

＜退会＞

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

＜除名＞

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経て、会長が除名することができる。

- (1)この団体の会員としての義務に違反したとき
- (2)この団体の名誉を傷つけまたはこの団体の目的に反する行為があったとき

第4章 加盟団体

<登録>

第11条 次に掲げる団体及び企業で、この連盟の趣旨に賛同する団体は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て、加盟団体となることができる。

- (1)1名以上の会員を含む、インラインスキー、インラインスケート及びスキーに関する団体(スキークラブ、サークルを含む)及び企業

<資格喪失>

第12条 加盟団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

- (1)脱退
- (2)加盟団体の解散及び倒産
- (3)除名

<脱退>

第13条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出して、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

<除名>

第14条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1)この連盟の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2)この連盟の名誉を傷つけまたはこの団体の目的に反する行為があったとき

第5章 協力団体

<登録>

第15条 次の各号に掲げる団体及び企業で、この連盟の趣旨に賛同する団体は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て、協力団体となることができる。

- (1)インラインスキー、スキー及びローラースポーツに関する団体及び企業
- (2)全国に組織されたインラインスケートに関する団体

<資格喪失>

第16条 協力団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

- (1)脱退
- (2)協力団体の解散及び倒産
- (3)除名

<脱退>

第17条 協力団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出して、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

<除名>

第18条 協力団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1)この連盟の協力団体としての義務に違反したとき
- (2)この連盟の名誉を傷つけまたはこの団体の目的に反する行為があったとき

第6章 役員及び職員

<役員>

第19条 この団体には、次の役員を置く。

- (1)理事8名以上15名以内(うち会長1名、副会長2名以内、専務理事1名及び常務理事若干名)
- (2)監事2名以上、3名以内

<役員を選任>

第20条 会長及び副会長は、評議員会でこれを選任する。

2. 会長、副会長以外の理事は、次の各号の通り評議員会において選任する。

- (1) 会長が推薦する者、4名。但し、副会長2名の選任の場合は、5名とする。
- (2) 上記以外の理事は、評議員会において選任する。
3. 専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
4. 監事は、評議員会で選任する。但し、監事は、理事を兼ねることが出来ない。
5. 前各項の役員は、選任と同時に理事または監事に就任する。
6. 前各項の役員は、本連盟の会員であること。
7. 前各項に定めるもののほか、役員の前年、その他の役員を選出に関する事項については、評議員会及び理事会の議決を経て別に定める。

<理事の職務>

第21条 会長は、この団体の業務を総理し、この団体を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理し、又はその職務を行なう。
3. 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの団体の業務を掌理する。
4. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。
5. 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決又は執行する。

<監事の職務>

第22条 監事は、この団体の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

- (1) 団体の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会または、評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または、評議員会を招集すること

<役員の前任期>

第23条 この団体の役員の前任期は、3年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の前任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 役員は、その前任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

<役員の前解任>

第24条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事及び評議員において各々現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを前解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき

<役員の前報酬>

第25条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員の前報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

<評議員の前選任>

第26条 この団体には、評議員20名以上、100名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し会長が委嘱する。
3. 前項の規定により、評議員として選任された者が、会長、副会長、理事または監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合においては、前項の規定に従い、これに代わる評議員を選任するものとする。
4. 評議員の前任期及び前解任については、第19条及び、第20条の規定を準用する。この場合に於いては、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

<評議員の前職務>

第27条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

<事務局>

第28条 この団体の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、有給とする。
4. 事務局の運営に関する事項は別に定める。

第7章 名誉会長、顧問、及び参与

<名誉会長、顧問、及び参与>

第29条 この団体には、名誉会長、顧問、及び参与を若干名を置くことができる。

2. 名誉会長は、この団体の会長であった者で、理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委託し、

- 名誉会長は、この団体の重要事項について会長に意見を述べることができる。
3. 顧問は、この団体の副会長であった者及びインラインスキーに関する功労者のうちから、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
 4. 参与は理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱し、必要により理事会の諮問に応じる。

第8章 会議

＜理事会＞

- 第30条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会に付議する事項は、開催の7日前に理事に通知しなければならない。ただし緊急を要し、やむを得ないと認められる場合は、その限りでない。
 3. 理事会の議長は、会長または、会長の指名する理事とする。

＜理事会の定足数＞

- 第31条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

＜常務理事会＞

- 第32条 理事会から委託を受けた日常の会務を処理するため、常務理事会を置く。
2. 常務理事会は、会長・副会長・専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が随時これを招集し、会長が議長となる。
 3. 常務理事会の議事は、常務理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

＜評議員会＞

- 第33条 次の各号に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他、この団体の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と思われる事項
2. 評議員会及び評議員会の定足数などについては、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合においては、「理事会」、「理事」を各々「評議員会」、「評議員」と読み替えるものとする。

＜議事録＞

- 第34条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が、署名捺印の上、これを保存する。

第9章 部・委員会

＜部・委員会の設置＞

- 第35条 この団体は、理事会の議決を経て、部・委員会を設置することができる。
2. 部は委員会により構成する。部には部長を置き、委員会には委員長を置く。
 3. 部長は、理事会の議決を経て、理事の中から会長が委嘱する。
 4. その他、部・委員会に必要な規定は別に定める。

第10章 資産及び会計

＜資産の構成＞

- 第36条 この団体の資産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入

- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

<資産の種別>

第37条 この団体の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

<資産の管理>

第38条 この団体の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金、貸付信託とする等、確実な方法により、会長が保管する。

<基本財産の処分の制限>

第39条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この団体の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、承認を受け、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

<経費の支弁>

第40条 この団体の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

<事業計画及び収支予算>

第41条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に承認を受けなければならない。

2. 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

<収支決算>

第42条 この団体の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会の承認を受けなければならない。

2. この団体の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入または翌年度に繰り越すものとする。

<長期借入金>

第43条 この団体が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、承認を受けなければならない。

<新たな義務の負担等>

第44条 第13条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収入予算で定めるものを除くほか、この団体が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

<会計年度>

第45条 この団体の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

<定款の変更>

第46条 この定款は、理事及び評議員の各々現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

<解散>

第47条 この団体の解散は、理事及び評議員の各々現在数の3分の2以上の同意を得なければ解散することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

<残余財産の処分>

第48条 この団体の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の各々現在数の3分の2以上の同意を得て、この団体の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第12章 補則

<書類及び帳簿の備付等>

第49条 この団体の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 定款

- (2)役員、評議員、会員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3)財産目録
- (4)資産台帳及び負債台帳
- (5)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6)理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7)庶務日誌
- (8)その他必要な書類及び帳簿

2. 全号第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号及び第8号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

<細則>

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

付則

1. 第45条の規定にかかわらず、この団体の設立当初の会計年度は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までとする。
2. 第20条の規定にかかわらず、この団体の設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は第23条の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

理事(会長)	海野 義範
理事(副会長)	関口 智之
理事(専務理事)	坂本 康孝
理事	竹鼻 建
理事	宮下 征樹
理事	猪又 一之
理事	白河 三枝
理事	富井 正一
理事	谷川 信雄
監事	
監事	
事務局	綱取 恵理子